

中小運輸事業者向け燃料費補助金 Q&A

(1) 対象事業者について

Q1：対象となる事業者はどのような事業者ですか

A1：対象となる事業者は、以下のとおりです。

①藤岡市内に本社を置き、1年以上事業活動を行っている中小企業者または個人事業主であり、かつ「一般貨物または特定貨物自動車運送事業（トラック）」、「一般乗合または一般貸切旅客自動車運送事業（乗合または貸切バス）」、「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー・介護タクシー）」、「貨物軽自動車運送事業」のいずれかの事業を営んでいること

②申請日時点で事業を営んでおり、今後市内で引き続き事業を継続する意思があること

③市税に滞納がないこと

④代表者（法人は役員を含む。）が暴力団又は反社会勢力に属していないこと

※「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者です。

主たる事業が運送業の場合は、資本金3億円以下、または、常時使用する従業員が300人以下の企業が中小企業者に該当します。

Q2：法人で本社は藤岡市外だが、営業所が藤岡市内にある場合、対象となりますか

A2：本社が藤岡市外である場合は、藤岡市内に営業所があっても対象となりません。

Q3：個人事業主でも対象となりますか

A3：中小企業法第2条第1項に規定される運輸業で、かつ個人事業主の住民票上の住所が藤岡市内であれば対象となります。

Q4：自家用車で自社の荷物を運搬している車両は対象になりますか

A4：荷主の需要に応じ、有償で自動車または軽自動車を使用して貨物を運送する許可を受けている事業者（緑ナンバー・黒ナンバー）を対象としています。

Q5：弊社は一般貨物自動車運送事業と貨物軽自動車運送事業を営んでいるが、申請はまとめて行ってよいか

A5：上限額を設定していますので、同一事業者をまとめて申請してください。

(2) 対象車両について

Q6：どのような車両が対象となりますか

A6：対象車両は、以下のとおりです。

- ①要綱制定日時点で保有し、事業に使用しているもの
- ②自動車検査証の自家用・事業用の別が事業用のもの
- ③自動車検査証の使用の本拠の位置が藤岡市内のもの
- ④有効な自動車検査証の交付を受けているもの
- ⑤被けん引車でないもの

Q7：市外の倉庫に、車両を保管している場合も対象となりますか

A7：自動車検査証又は軽自動車届出済証に記載された「使用の本拠の位置」が藤岡市内であれば対象車両となります。

Q8：ハイブリッド車やEV車、LPG車も対象となりますか

A8：一般・特定貨物運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業の許可を受けている運送事業者が使用する車両であれば対象となります。

Q9：リース車両は対象となりますか

A9：所有者がリース会社であっても、車検証の使用が申請者と同一であり、使用の本拠の位置が市内であれば対象となります。なお、運輸局の許可を受けた車両であり、申請者の業種が運輸業である場合が対象です。

Q10：重機やコンテナ車などの特殊車両は対象となりますか

A10：中小企業法第2条第1項に規定される、運送業を営む事業所が所有する緑ナンバー車両（被けん引車を除く）であれば対象となります。

Q11：貨物軽自動車運送事業に使用している二輪車は対象となりますか

A11：中小企業法第2条第1項に規定される、運送業を営む事業所が所有する黒ナンバー車両であれば二輪車でも対象となります。

Q12：霊柩車や清掃車は対象となりますか

A12：霊柩車や清掃車は、一般貨物自動車運送事業の許可が必要となる車両に該当しますが、本補助金の対象事業者は、運輸業としているため、申請者の業種が運輸業で

あれば対象となります。

葬儀会社が使用する霊柩車は、葬儀会社の事業種別が「その他の生活関連サービス業」の冠婚葬祭業となるため対象となりません。

また、清掃業者が使用する清掃車は、清掃会社の事業種別が「サービス業」となるため、こちらも対象となりません。

Q13：代行業は対象となりますか

A13：代行業は、タクシー事業とは異なり、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を得る必要がなく、公安委員会の認定を受ければ事業を行うことができます。代行業の事業種別は「他に分類されないその他の生活関連サービス業」となるため、補助対象外となります。

Q14：介護タクシーは対象となりますか

A14：介護タクシーは、一般乗用旅客自動車運送事業の許可が必要な車両（緑ナンバー）となります。その業種はタクシー事業と同様に、運輸業となりますので対象となります。

Q15：申請期間中に新たに車両を購入（登録）した場合、対象となりますか

A15：要綱制定日現在で、一般貨物運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業の許可を受けている車両が対象となりますので、その後追加した車両は対象となりません。この補助金は、燃料費価格高騰により影響を受けた運輸業の負担軽減を目的としていますので、今後追加した車両は対象となりません。

（３）その他

Q16：提出する添付書類が、現在の名称や住所と異なっている場合はどうすればよいですか

A16：住民票や法人の登記事項証明書の写し、認可申請書等、変更前後の継続性が確認できる書類を提出してください。

Q17：車検証は「電子車検証」の提出でよいですか

A17：「電子車検証」には、「有効期限の満了する日」や「使用者住所」の記載がないため、電子車検証のほか「自動車検査証記載事項」も併せてご提出ください。

Q18：「電子車検証」と「自動車検査記録事項」が発行されたが、「自動車検査記録事項」を紛失してしまいました。

A18：「車検証閲覧アプリ」から印刷の上、ご提出ください。なお、「車検証閲覧アプリ」は国土交通省のWEBサイトからご確認ください。

※ 国土交通省＞電子車検証特設サイト＞車検証閲覧アプリの使い方

Q19：申請日時点で車検切れの車両は対象となりますか

A19：申請日時点で、車検切れの車両は対象となりませんが、申請期間中に継続車検を受ければ、対象車両として申請可能となります。

Q20：申請後、補助金の交付決定や振込日の通知はありますか

A20：申請書を受付後、内容審査を行い申請内容が適切であれば交付決定書を通知いたします。なお、振込日の連絡は行いませんが、交付決定通知後、概ね1ヶ月以内に振込させていただきます。